

『中京英語学』 投稿規定

1. 本誌は中京英語学会の機関誌として年1回発行する。
2. 本誌には論文、研究ノート、書評の他、掲載を認められた卒業論文、卒業論文概要、本学会の諸活動に関する報告等が掲載される。
3. 投稿部門は、論文、研究ノート、書評とする。論文は英語または日本語で書かれたものとする。
4. 投稿者は原則として本学会の会員ならびに、国際英語キャリア専攻の授業を担当している教員（専任、非常勤を問わない）に限る。
なお複数名の共著の場合、第一著者が上記執筆資格を満たしている場合に限り、上記執筆資格を満たしていない者を含めることができる。
5. 投稿論文は未公刊のものに限る。ただし、すでに口頭で発表したもの、またはすでに掲載された論文等に相応の修正・発展を加えたものは、その旨明記している場合に審査の対象となりうる。
6. 原稿は毎年1月20日までに、中京英語学会事務局に提出する（必着）。
7. 提出は、ハードコピーと電子ファイルそれぞれ1点ずつとする。
8. 提出にあたっては、メールアドレス等の連絡先を申告すること。
9. 原稿はA4サイズ用紙に、10.5ポイント以上のフォントを使用し、長さは原則として、英語では8,000語以内、日本語では2万字以内とする。
10. 論文冒頭には、論文タイトルと氏名を記載すること。
11. 論文末尾には氏名、所属、また希望するばあい場合にはメールアドレス等を記載すること。
12. 論文掲載の可否は本学会編集委員会において決定する。掲載が決まった投稿論文は、編集委員会より修正の指示がある場合はこれに従い修正の上、最終稿を提出する。
13. 校正は再校まで執筆者が行なうが、訂正は誤植に限ることとし、内容の加除・訂正は行なわない。
14. 執筆者には掲載論文のpdf版を進呈する。
15. 英語で執筆する場合、信頼できる英語の母語話者に英文のチェックを受けることが望ましい。
16. 掲載が決定した後であっても、不正行為等が認められた場合は、掲載を差し止める場合がある。

(2017年6月14日制定)